（三）　関税率表第〇四〇二・二一号の一及び第〇四〇二・二九号の一に掲げる物品並びに関税率表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

（四）　関税率表第〇四〇二・九一号の一の㈡及び二に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の以外のもので定める数量以内のもの（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの

（五）　関税率表第〇四〇二・九九号の一の㈡及び二に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの

（六）　無機質濃縮ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品以外のもので、かつ、無機質を濃縮したホエイであって、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の以外の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの（一一％以上の含有率が一一％以下の無機質を濃縮したホエイ（一〇）及び（一一）において同じ。）のうち環太平洋協定の規定に基づきアメリカ合衆国からの産品とされるもの（以下「アメリカ産品」という。）

（七）　無機質濃縮ホエイのうち環太平洋協定の規定に基づきオーストラリアからの産品とされるもの（以下「オーストラリア産品」という。）

（八）　ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの及び第〇四〇四・一〇号の㈠に係る数量以内のものに規定する配合飼料の製造に使用するもの（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の㈡に掲げる物品であって、無機質を濃縮したホエイ及び調製ホエイ以外のもの（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第九十六号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの及び第〇四〇四・一〇号の㈠に係る数量以内のものに規定する配合飼料の製造に使用するもの（関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの及び第〇四〇四・一〇号の㈡に係る数量以内のものを除く。）のうち機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び調製ホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の㈠に係る数量以内のものを除く。）及び第〇四〇四・一〇号の㈡に係る数量以内のもの（一〇）において同じ。）のうちアメリカ産品

（九）　乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品、無機質を濃縮したホエイ及び調製ホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の㈠に係る数量以内のものを除く。）及び第〇四〇四・一〇号の㈡に係る数量以内のもの（一〇）において同じ。）のうちアメリカ産品

（一〇）　無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳用ホエイのうち、環太平洋協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの（以下「ニュージーランド産品」という。）

（一一）　関税率表第〇四〇五項に掲げる物品のうち、機構輸入品並びに関税率表第〇四〇五・一〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの及び第〇四〇五・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

（一二）　関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下のものを除く。）に限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

（一三）　関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下のものを除く。）に限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

（一四）　関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品のうちオーストラリア産品

（一五）　関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品のうちニュージーランド産品

（一六）　煎ってない麦芽（関税率表第一一〇七・一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの（一七）において同じ。）のうちアメリカ産品

（一七）　煎ってない麦芽のうちオーストラリア産品

（一八）　煎ってない麦芽のうち環太平洋協定の規定に基づきカナダからの産品とされるもの（以下「カナダ産品」という。）

（一九）　煎った麦芽（関税率表第一一〇七・二〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のものをいう。（二〇）及び（二一）において同じ。）のうちアメリカ産品

（二〇）　煎った麦芽のうちオーストラリア産品

（二一）　煎った麦芽のうちカナダ産品

（二二）　関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一九〇一・二〇号の一の㈡及び第一九〇一・九〇号の一の㈡のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの（二三）から（二五）までにおいて「関税割当でん粉」という。）以外のもの

（二三）　関税率表第一一〇八・一二号及び第一一〇八・一三号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの（アメリカ産品に限る。）

（二四）　関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの（アメリカ産品に限る。）

（二五）　関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの（環太平洋協定の規定に基づきチリからの産品とされるものに限る。）